



# 県民の皆様が自ら企画し、 主体者となって行う 文化事業を対象とします。

島根県民が  
事業の中心であること、  
また一般に開放された  
事業であることが  
前提です。

先駆的、模範的、  
実験的、創造的な  
文化事業を優先的に  
助成します。

※コロナウイルス感染拡大予防対策を講じて実施することを条件とします。詳しくは、県のHPをご覧ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp>

## 対象団体

○ 島根県内の民間団体（「団体等」という。）  
が対象です。

- 法人格の有無は問いませんが、組織および責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体に限ります。
- 営利法人（企業）や公的機関は対象外です。また、それらが実質的な主体者である場合も対象なりません。
- 団体が未発足の場合は、申し込みできません。
- 個人については、全国的な意義と波及効果のある事業に限定します。（必ず事前にご相談ください。）

運営委員会にて助成するに  
相応しくない事業、および団体と  
判断された場合は助成を行いません。

✕ 次のような事業は助成対象外です。

- 申請団体が自ら出演（出品）せず、鑑賞にとどまる事業。（ゲストを主体とする事業、借用品による展示事業、映画鑑賞会、講演会など）
- 他者が主催する事業に参加するための費用申請（国民文化祭、海外で行う国際文化交流事業は除く）
- 地方公共団体の関わりが強い事業、また学校行事や部活動・学園祭・課外活動の類
- 営利につながる可能性がある事業（物販活動）、政治や宗教に関する事業
- いわゆる教授所、教室が行う稽古事や温習会、また家元制度的な特定流派が単独で行う事業
- 事業効果が団体構成員にとどまる事業（会員中心の講習会など）
- 特定の企業名などが付いた、いわゆる名称冠事業
- 開催地持ち回りで毎年実施される定期大会など
- スポーツ競技事業
- 飲食を中心とした事業、娯楽的要素が強い事業

## 助成分野と事業例

ジャンル（文芸、美術、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、民俗芸能、文化財、伝統工芸など）による制限は原則ありません。

### 1 地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、文化財や  
風土を素材にして仕立てられる文化事業

- 例えば
- 地域に残る史跡をテーマにしたシンポジウム
  - 神話をモチーフにした美術や文芸などの公募展
  - 歴史を題材にした演劇や音楽などの公演事業 など。

### 2 芸術文化振興

多様な芸術文化活動の活性化を  
目指す文化事業

- 例えば
- 音楽や演劇、舞踊、美術や書、写真など自分たちの取組みを発表する事業
  - ワークショップなど体験・講習事業
  - 国民文化祭参加のための旅費申請

### 3 国際文化交流

国際文化交流の推進を目指す文化事業

- 例えば
- 海外から団体を招聘し、合同で行う演奏会や舞台
  - 海外へ赴いて自分達の日頃の活動を発表する自主公演や、体験を目的としたワークショップ事業

これまでの採択事業はHPに年度ごとに掲載しております。  
対象事業の目安にしてください。

